

【紙申請】宅地建物取引業法 業務を行う場所の届出（50条2項） チェックリスト

●提出方法

業者の主たる事務所	和歌山市、海南市、海草郡の区域	左記以外
提出窓口	県庁建築住宅課	各区域を管轄する振興局建設部 または県庁建築住宅課
提出部数	正本1通、副本1通	
備考	和歌山県以外に提出が必要な場合がありますので、詳細は以下の表をご確認ください。 書類の控えが必要な場合は、部数に副本1通を加算。（窓口で受付印を押印して返却します。）	

		業者の免許		
		和歌山県知事免許	県外知事免許	大臣免許
設置する場所	県内	和歌山県のみ届出	和歌山県のみ提出 (免許権者の都道府県には和歌山県を経由して届出)	和歌山県と地方整備局にそれぞれ届出
	県外	案内所の所在地を管轄する都道府県のみ届出 (和歌山県には免許権者の都道府県を経由して届出)	和歌山県には届出不要 (案内所の所在地を管轄する都道府県に届出)	和歌山県には届出不要 (地方整備局と案内所の所在地を管轄する都道府県に届出)

※和歌山県以外に提出する場合の提出方法等は所管行政庁にご確認ください。

●注意事項

- ・契約を締結する場合及び契約の申込みの受理を行う場合の案内所等(専任の宅地建物取引士をおく必要がある案内所等)を設置する場合届出が必要。ただし、一団（「10区画以上の一団の宅地又は10戸以上の一団の建物」の宅地又は建物の分譲をする場合の場所で単なる案内や広告宣伝のみを行う案内所等(専任の宅地建物取引士を置かない場所)については、届出は不要。
- ・案内所等で契約の申込み、契約行為の業務を行う場合は、専任の宅地建物取引士を1名の配置が必要。
- ・複数の業者が、同一物件について同一場所で共同して業務を行う場合は、いずれかの業者が1名を配置すれば要件を満たす。ただし、その場合でもそれぞれ届出が必要。
- ・当該案内所に設置する専任の取引士は、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を登録を受けた都道府県に提出し、登録上の勤務先を届出業者等と一致。
- ・当該案内所等で業務を開始する10日前までに届出が必要。
- ・業務の期間は最長1年間。1年を越えて業務を行う場合は、当初の期間満了日の10日前までに、再度届出が必要。

●チェックリスト

必要書類等	提出	確認事項等
届出書	業務を行う期間 専任の宅地建物取引士に関する事項	○・申請日より10日以上前の日付を記載。期間は最長1年間。 ○・当該案内所に設置する専任の取引士は、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を登録を受けた都道府県に提出し、登録上の勤務先を届出業者等と一致。
案内図		○・最寄り駅から案内所までの案内図(地図)を添付。
直近で提出済みの業務を行う場所の届出書		○・今回の届出の対象となる案内所等について、過去に届出をしたことがある場合は、直近で提出済みの届出書の写しを添付。
委任状		○・代理人による申請の場合に必要。任意様式
代理人の本人確認書類		○・代理人の顔写真付きの身分証明書の写し(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(表面)、行政書士証等)を添付。

●提出窓口一覧

提出窓口	管轄区域	連絡先
県庁建築住宅課 企画指導班	和歌山市、海南市 海草郡	〒640-8585和歌山市小松原通1-1 電話 073-441-3180
那賀振興局建設部 総務調整課建築グループ	岩出市、紀の川市	〒649-6223岩出市高塚209 電話 0736-61-0030
伊都振興局建設部 総務調整課建築グループ	橋本市、伊都郡	〒648-8541橋本市市脇4-5-8 電話 0736-33-4922
有田振興局建設部 総務調整課建築グループ	有田市、有田郡	〒643-0004有田郡湯浅町湯浅2355-1 電話 0737-64-1299
日高振興局建設部 総務調整課建築グループ	御坊市、日高郡	〒644-0011御坊市湯川町財部651 電話 0738-24-2908
西牟婁振興局建設部 建築課建築グループ	田辺市、白浜町 上富田町	〒646-8580田辺市朝日ヶ丘23-1 電話 0739-26-7922
東牟婁振興局串本建設部 総務用地課総務調整・建築グループ	すさみ町、串本町 古座川町	〒649-3503東牟婁郡串本町サング台783-8 電話 0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部 総務調整課建築グループ	新宮市、那智勝浦町 太地町、北山村	〒647-8551新宮市緑ヶ丘2-4-8 電話 0735-21-9624